

議案参考資料

[令和4年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当
資産税担当

議案名

議案第49号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税及び固定資産税について所要の改正を行おうとするものです。

概 要

桐生市市税条例の主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税に係る給与所得者・公的年金等受給者の扶養親族申告書の取扱い

- ・給与所得者又は公的年金受給者は、退職手当等に係る所得を有する配偶者や扶養親族等があった場合、扶養親族申告書等にその氏名を記載することとするものです。(施行期日：令和5年1月1日)

2 個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

	現行	改正案
適用する居住年	R3. 12. 31 までに居住した人	R7. 12. 31 までに居住した人
控除適用期限	令和15年度課税まで	令和20年度課税まで

(施行期日：令和5年1月1日)

3 個人市民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式等の見直し

- ・上場株式等の配当所得等に係る課税方式等について、所得税と個人市民税では異なる課税方法の選択が可能でしたが、所得税と一致させることとするよう改正します。(施行期日：令和6年1月1日)

4 固定資産課税台帳の記載事項の証明等の住所の記載の見直し

- ・民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)による不動産登記法の一部改正に伴い、固定資産課税台帳又は同台帳の記載事項に係る証明書等について、DV等被害者の住所に代わる事項を記載することに関し、必要な条文の整理を行います。(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。今回の改正は、令和5年1月1日、令和6年1月1日及び同年4月1日に施行される規定の改正を行うものです。